平成２４年（フ）第９９５号
千葉市中央区旭町29番２号　第１みどり荘102号
債務者　佐藤　幸介
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０１６号
千葉市中央区仁戸名町188番地１
債務者　渡邉　静行
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３０３号
金沢市有松２丁目12番28号、従前の住所金沢市有松２丁目９番23号
債務者　森　進之介
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第５７号
山梨県上野原市コモアしおつ１丁目27番４号
債務者　河内　侑紀
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
長野市吉田２丁目21番15―33号　Ａ１―315
債務者　山岸みゆき
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１３号
長野県上田市中央北３丁目５番23号　ベルエポック大星101号、前住所長野県上田市中央西２丁目７番４号
債務者　田中紗由理（旧姓大栗）
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１１６号
長野県上田市下之郷337番地２
債務者　宇野　雅貴
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１４３号
長野県松本市女鳥羽２丁目４番25号　松沢方
債務者　小出澤　操
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１７７号
長野県松本市石芝４丁目１番47号
債務者　柳澤　睦男
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第６２号
長野県岡谷市神明町４丁目６番28号　アパート白山21号
債務者　武田　惠子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第５２号
長野県飯田市高羽町２丁目５番地６
債務者　細沢　義平
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第５４号
長野県飯田市大瀬木962番地　リンピア泰座202号
債務者　奥田きみ恵
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第７５１号
愛知県小牧市中央２丁目198番地　濃尾開発ビル７―Ｂ号、従前の住所愛知県小牧市中央２丁目160番地　ラビデンス小牧中央602号
債務者　白山　住達
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６１６号
名古屋市緑区大高町字西森前37番地　スペランツァルーチェＢ棟105号
債務者　佐藤　　昭
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６１７号
名古屋市緑区桶狭間北３丁目1101番地　コーポみどりＢ202、住民票上の住所名古屋市緑区大高町字西森前37番地　スペランツァルーチェＢ棟105号
債務者　佐藤喜代子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６３２号
名古屋市天白区高坂町93番地　高坂荘12棟307号
債務者　岩下　雄二
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４３号
奈良県大和郡山市矢田町5888番地
債務者　片山　智子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
奈良地方裁判所